

全国電力生協連「火災共済」制度の一部改定について

全国電力生協連の助け合いの制度である「火災共済」を以下のとおり、一部改定します。
改定については、**2018年(平成30年)1月1日以後の契約始期(更新を含む)**より、適用します。

1 自然災害における共済金限度額の一部引き上げ

集中豪雨や台風など、自然災害によって**被害割合が70%以上の場合**、共済金限度額を、1口あたり**40,000円から100,000円へ**引き上げます。

改定前

被害割合	火災	風・水・雪 雷・雹・凍害	その他の災害
70%以上 (全焼・全壊)	1口あたり 100,000円	1口あたり 40,000円	1口あたり 12,000円
60%以上70%未満	90,000円	36,000円	10,800円
50% // 60% //	80,000円	32,000円	9,600円
40% // 50% //	70,000円	28,000円	8,400円
30% // 40% //	60,000円	24,000円	7,200円
20% // 30% //	50,000円	20,000円	6,000円
10% // 20% //	40,000円	16,000円	4,800円
10%未満(小被害)	30,000円	12,000円	3,600円

改定後

被害割合	火災	風・水・雪 雷・雹・凍害	その他の災害
70%以上 (全焼・全壊)	1口あたり 100,000円	1口あたり 100,000円	1口あたり 12,000円
60%以上70%未満	90,000円	36,000円	10,800円
50% // 60% //	80,000円	32,000円	9,600円
40% // 50% //	70,000円	28,000円	8,400円
30% // 40% //	60,000円	24,000円	7,200円
20% // 30% //	50,000円	20,000円	6,000円
10% // 20% //	40,000円	16,000円	4,800円
10%未満(小被害)	30,000円	12,000円	3,600円

近年、台風や集中豪雨による河川氾濫や土砂災害が多発しており、家屋全壊(全流失)のリスクがあります。「自然災害により家屋が全壊した場合も、全焼と同じ保障水準」を望む契約者のニーズを踏まえ、**被害割合が70%以上の共済金限度額を引き上げます**。改定後は、**自然災害についても、建物・動産あわせて最高4,500万円の保障を確保できます**。

2 地震等の被害による給付範囲の拡大

「地震等見舞金」を「地震等共済金」に見直し、建物に被害を受けた場合は、**すべての火災共済契約を支払い対象とします**。

改定前

契約口数 (建物)	損害区分と見舞金額			
	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
200口~300口	300万円	200万円	150万円	7万円
100口~199口	200万円	150万円	100万円	5万円
50口~99口	10万円	7万円	5万円	3万円

改定後

契約口数 (建物+動産)	損害区分と共済金額			
	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
301口~450口	300万円	200万円	150万円	7万円
151口~300口	200万円	150万円	100万円	5万円
51口~150口	10万円	7万円	5万円	3万円
1口~50口	5万円	3万円	2万円	1万円

※動産のみの加入者でも地震等で建物被害があった場合は、地震等共済金のお支払い対象です。

地震等見舞金制度では、お支払いの対象外となっていた建物契約50口未満の加入者、および動産のみの加入者も含め、**すべての火災共済契約を対象とする共済制度に見直します**。それに伴い、**契約口数毎の共済金額も変更**となります。

3 共済掛金の改定

自然災害の共済金限度額および地震等共済金制度の改定等により、非耐火・耐火とも共済掛金を改定します。

改定前 (1口あたり)

非耐火	年額 80円
耐火	年額 40円

改定後 (1口あたり)

非耐火	年額 90円
耐火	年額 50円

より一層、事務経費の効率化に努めてまいります。火災共済制度の維持および安定的な制度運営のため、共済掛金の改定について、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

組合員の皆さまへ

火災共済制度の見直しについて

平素は各会員生協を通じて全国電力生協連の火災共済にご加入いただき御礼申し上げます。

私たちの火災共済制度は、組合員の大切な財産を火災や自然災害などあらゆるリスクから、仲間同士の助け合いにより救済することを目的に平成2年7月1日にスタートいたしました。

制度発足して以降、多くの皆さまにご加入いただき、これまで53,000件の被災者に対し183億円の共済金と、東日本大地震や熊本地震など地震で被災された方々へ18億円の見舞金をお支払いすることで、電力関連産業で働く仲間・退職された仲間を守る制度の優位性を十分に発揮し、安心をご提供してきました。

近年、日本各地では、台風や集中豪雨による河川氾濫や土砂崩れ、豪雪、竜巻や大規模地震など想定外の規模となる自然災害が発生しています。この現状を踏まえ、多くの保険会社は制度の健全性を維持するため、超長期間の保障を廃止、保険料(掛金)の引き上げなどを実施いたしました。

このような環境の中で、私たちの共済制度も同様に、優位性を損なうことなく、事業の健全性を維持するための見直しに着手し、コンプライアンス最優先の視点で監督官庁である厚生労働省からご意見を積極的に拝聴しつつ、変更内容をまとめました。

具体的には、第一に第26回総会での意見提起を受けて自然災害における共済金限度額の一部引き上げ、第二に監督官庁から指導を受けて加入者間の公平性を担保すべく地震等の被害による給付範囲の拡大、以上二点の保障内容を充実させるため共済掛金を改定し、平成30年1月契約始期分から適用することにいたします。

特に、共済掛金の改定は、火災共済制度発足以来はじめてとなります。

ご加入者のご負担を少しでも軽減するため、全国電力生協連や各会員生協の業務を効率化し費用を低減する経営努力も惜しまず実施する所存です。

組合員の皆さまが安心できる優位性のある制度となっていますので、引き続きのご加入をよろしくお願い致します。

全国電力生活協同組合連合会

理事長 岸本 薫